

令和4年度諮問（情）第9号
答申（情）第112号

「里親手当の運用に関する文書（令和2年5月）の公文書開示決定
に係る審査請求に対する裁決」についての答申

栃木県行政不服審査会

第1 審査会の結論

栃木県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書開示決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書の開示請求

審査請求人は、実施機関に対し、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例第32号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、令和4（2022）年8月24日付けで、「令和2（2020）年5月に厚生労働省家庭福祉課指導係に確認した内容が分かる物」について、公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 本件開示請求に対する実施機関の処分

(1) 対象公文書の特定

実施機関は、本件開示請求に対して、令和2（2020）年5月27日付で作成された「電話（口頭）記録書」（以下「本件公文書」という。）を対象公文書として特定した。

(2) 公文書開示決定

本件公文書には、条例第7条の非開示情報が含まれないことから、公文書開示決定（以下「本件処分」という。）を令和4（2022）年9月5日付で行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、令和4（2022）年10月31日付けで実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

実施機関は、条例第19条第1項の規定に基づき、令和5（2023）年3月13日付けで、本件審査請求について、栃木県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

1 本件審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、対象文書の全部を開示するよう求める。

2 本件審査請求の理由

実施機関は、公文書の全部を開示したと主張するが、本当に全部開示なのか疑問である。本件公文書以外にも対象公文書が存在するはずである。

第4 実施機関の主張要旨

1 本件公文書の性質について

本件公文書は処分庁である栃木県保健福祉部こども政策課職員が令和2(2020)年5月27日に厚生労働省こども家庭局家庭福祉課指導係職員に対して電話により疑義照会の上確認した内容に係る電話口頭記録である。

2 対象公文書について

県として厚生労働省に確認したかった点は、以下の3点である。

- (1) 厚生労働省の通知「養子制度等の運用について」（平成14年9月5日雇児発第0905004号局長通知。以下「厚労省通知」という。）と本県の運用について齟齬があるかどうか
- (2) 養育里親から縁組里親への切り替えに係る書面通知の必要性
- (3) 実親の同意がない状態で家庭裁判所に縁組申立をした里親に係る養育里親から縁組里親への切り替えのタイミングの妥当性

この3点全てについて、令和2(2020)年5月27日の厚生労働省とのやりとりで回答を得ており、その内容が記載された本件公文書の全部を開示している。

また、厚生労働省に対してそれ以上に確認を求めたり追加質問をしたことはないため、本件公文書以外の対象公文書は存在しない。

第5 審査会の判断

1 判断に当たっての基本的な考え方

- (1) 条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民に公文書の開示を請求する権利を保障することにより、県が県政に関し県民に説明する責務を全うするようにするとともに、県民の県政への参加を推進し、もって一層公正で開かれた県政の実現に寄与することを目的に制定されたものであり、原則公開の基本理念の下に解釈し、運用されなければならない。

審査会は、この基本的な考え方に立って本件諮問事案を調査審議し、県民の公文書の開示を求める権利が侵害されることのないよう条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

- (2) 行政不服審査法第2条は、「行政庁の処分に不服がある者は、（略）審査請求をすることができる。」と規定しており、審査請求の対象は「行政庁が行った処分」である。

「行政庁の処分」とは、「逐条解説行政不服審査法」（総務省行政管理局）によれば「行政庁が国民に対する優越的な地位に基づき、人の権利義務を直接変動させ、又はその範囲を確定する効果を法律上認められている行為など人の権利義務に直接具体的な効果を及ぼす行為をいう」とされており、本件審査請求では、公文書開示請求に対して「開示決定」を行った本件処分がこ

れに該当し、審査請求の対象である。

したがって、本件処分以外を審査請求の対象とすることはできず、審査会の審査事項も本件処分の違法性又は不当性の判断に限られる。

(3) 審査会は、本件処分について、(1)の基本的な考え方及び(2)の審査請求の対象となる処分の規定を踏まえて本件諮問事案を調査審議し、県民等の公文書の開示を求める権利が侵害されることのないよう条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 対象公文書の特定について

本件開示請求の内容は「令和2(2020)年5月に厚生労働省家庭福祉課指導係に確認した内容が分かる物」である。

実施機関が特定した本件公文書には、栃木県保健福祉部こども政策課職員が令和2(2020)年5月27日に厚生労働省こども家庭局家庭福祉課指導係職員に対して電話により疑義照会の上確認した内容が記載されている。

したがって、実施機関が本件公文書を特定したことは妥当であったと認められる。

3 本件公文書以外の対象公文書の有無について

審査請求人は、本件公文書以外にも対象公文書が存在する旨主張しており、実施機関は本件公文書以外の対象公文書は存在しない旨主張しているため、以下検討する。

(1) 厚労省通知の内容について

厚労省通知第4の5には「養育里親が、委託されている児童と養子縁組を希望する場合には、児童相談所長は、事情を十分調査した上で、それをまとめるように努めるとともに、具体的に養子縁組に向けた手続等を始める時点で、養育里親から養子縁組前提里親に変更手続きを行うこと。」と規定されていることが確認できる。

(2) 本件公文書の内容について

本件公文書には、上記第4の2の(1)から(3)までの確認事項に対する厚生労働省職員からの回答が記載されていることが確認できる。

(3) 検討

実施機関は、厚労省通知の内容を踏まえ、里親の種類の切替えに関する具体的な県の対応が問題ないか確認したものと考えられる。

また、上記(2)のとおり、確認したかった点全てに回答を得られており、対象公文書にその内容が記載されていることが確認できる。

これらのことから、上記第4の2の実施機関の説明に特段不自然・不合理な点はなく、また、これを覆すに足る事情も認められないため、本件公文書以外の対象公文書が存在するとはいえない。

4 本件処分について

実施機関は、本件公文書の全部を開示しており、非開示部分は存在しない。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、里親手当の支給停止に対する不服等を種々主張しているが、いずれも本件処分の妥当性の判断とは関係がない。

6 結論

以上のことから、審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和5(2023)年3月13日	・ 諮問庁から諮問書を受理
令和5(2023)年5月16日 (第46回審査会第2部会)	・ 事務局から経過概要の説明 ・ 第1回審議
令和5(2023)年6月20日 (第47回審査会第2部会)	・ 実施機関の意見聴取 ・ 第2回審議
令和5(2023)年7月10日 (第48回審査会第2部会)	・ 審査請求人の意見聴取 ・ 第3回審議
令和5(2023)年8月17日 (第49回審査会第2部会)	・ 第4回審議

栃木県行政不服審査会第2部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
入内澤 滋 夫	元栃木県県民生活部長	部会長職務代理者
島 蘭 佐 紀	弁護士	
篠 崎 文 男	(一社) 栃木県社会福祉士会 副会長	
畑 中 祥 子	白鷗大学法学部准教授	第2部会部会長

(五十音順)